

米を自ら販売する生産者は

『生産調整方針』を作成

今後の米づくりについては、遅くとも平成二〇年度には、農業者・農業者団体が自主的・主体的需給調整を行う姿の構築を目指しており、農業者、農協、行政機関等がそれぞれの役割を明確にして、需要に応じた米づくりに向けた意識改革を促し、徐々に目指すべき姿に移行していくよう体制整備を進めるとしています。

この方針に従い、平成十六年度からは農業者、農業者団体が『生産調整方針』を作成することになりました。生産調整方針は、産地づくり対策等のメリット措置の適用を受けるのに必要なものになっています。

生産調整方針の作成は、農協等米穀の生産者の組織する団体、県集連等米穀の出荷の事業を行う者の組織する団体、米穀の生産数量又は出荷数量が二〇トン以上の生産者・生産法人・集荷業者等となっており、生産調整方針の参加や作成をしなければ、集荷円滑化対策に加入できませんので、産地づくり対策や稲作所得基盤確保対策の個人交付が受けられなくなります。

自ら米の販売をする農家が、この生産調整方針を作成することになります。作成に当たって、東北農政局等から資料を収集していますので、後日に説明会を開催する予定です。該当する生産者は、農業振興公社（小湊）までご連絡下さい。

生産調整の助成制度は

新たな助成制度へ変わります

従来の国とも補償や確立助成金等の助成制度は、平成十五年度で廃止となります。

平成十六年度から十八年度にかけて行われる助成制度は、集荷円滑化対策、水田農業構造改革交付金、担い手経営安定対策、の三つの助成制度により推進されます。

いづれの助成も生産調整実施者であることが要件です。

【集荷円滑化対策】

助成を受けるための基本要件です。豊作による米価の下落を防ぐために主食用米と主食用以外の米に区分して集荷・販売するための経費や仮渡金を助成します。

生産者拠出は、水稲の作付け面積一〇アール当たり一、五〇〇円。

【水田農業構造改革交付金】

産地づくり対策（全額国庫補助）
交付の対象者は集荷円滑化対策に加入し、生産調整実施者となります。

国で定めた一律の助成要件や単価で交付するのではなく、担い手の育成と地域の実情に合わせた交付体系を構築して交付することができるようになりました。水田農業ビジョンに用途を定めることが要件で、一定額を国から交付されます。

産地づくり交付金の活用策

ア・生産数量目標の達成のための基礎交付金

産地づくりの観点から、作物作付けに対して交付（作付け作物により八千円から一万円）。

イ・奨励作物の生産振興のための担

い手加算交付金

一定の要件を満たした担い手に交付（二二千円から二五千元）。

ウ・担い手への土地利用集積促進のための交付金

認定農業者等が農業経営基盤強化法及び農地保有合理化事業により、利用権を設定した水田の小作料について一定額を交付。

エ・畑地転換推進のための交付金

水田を一枚単位で畑地に転換し、奨励作物を作付けしていることを要件に、転換した当年に限り一定額を交付。

稲作所得基盤確保対策

交付の対象者は集荷円滑化対策に加入し、生産調整実施者となります。生産者と国の拠出により基金を造成し、米の基準価格との差額について補填を行います。

生産者拠出は、米六〇キ口当たり基準価格の二・五パーセント。

補填額は、差額の五割＋三〇〇円

【担い手経営安定対策】

交付の対象者は集荷円滑化対策に加入し、生産調整実施者となります。また稲作所得基盤確保対策に加入し、拠出していることも要件です。

認定農業者や法人化する農業経営体で、左記の水田経営要件に該当する場合に、前述の稲作所得基盤確保対策と合わせて、米の基準価格との差額の最大九割まで補填する制度です。

認定農業者：四ヘクタール以上
法人化する営農組織：二〇ヘクタール以上

16年度の米の生産目標数量等の配分が決定されました

～今年から米の生産目標数量（作付け目標面積）を配分されます～

基礎水田面積	3,489ヘクタール
米の生産目標数量	12,898トン
米の作付け目標面積	2,511ヘクタール
生産調整目標面積 (配分率)	977ヘクタール 配分率：28.0パーセント

昨年十二月、県より平成十六年度の米の生産目標数量と作付け目標面積の配分を受けたことから、一月二十九日に角田市農業振興協議会及び角田市農業振興推進委員会を開催して、各地区、生産者へ米の生産数量等の配分等について決定しました。今年度からは生産調整の配分方式が変更となります。従来の面積配分から生産数量の配分方式となります。

生産数量は、農業共済組合の基準収穫量を用いて基準単収を設定し算出します。

今年の生産目標数量等は左表のとおりです。